

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	5 - 7
法令名	中小企業団体の組織に関する法律	根拠条項	47 - 3	
許認可等	商工組合又は商工組合連合会の合併の認可			
1 根拠規定(許認可要件)				
合併は、知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。				
知事は、商工組合にあつては第12条の、商工組合連合会にあつては第16条の要件を備えていること、合併の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反してないこと、地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当であること、組合員に出資させる商工組合で第17条第2項の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経済的基礎を有することが認められるときは、合併の認可をしなければならない。(中小企業等協同組合法第66条第2項準用)				
2 審査基準				
商工組合又は商工組合連合会の合併の認可に当っては、次の要件を満たすものでなければならない。				
中小企業等協同組合法に基づく認可制度の取扱いについて (平成21年3月30日付け20経第890号愛媛県経済労働部長通知)				
3 組合の合併の認可について(法第66条)				
組合の合併の認可については、1の(1)及び(2)を参照するとともに、合併せんとする組合の実績を勘案し、設立の認可及び定款変更の認可に準じて慎重に検討する。				
1 組合の設立の認可について(法第27条の2)				
(1) 認可の方針				
中小企業等協同組合の設立の認可に当たっては、組合の設立当初からその実態を把握し、適切な運営指導を行うこととなるが、この場合、組合の内部に無用の干渉をすることくことはもちろん、そのような印象を与えることのないよう十分に制度の趣旨を理解させ、発起人の協力を得て事務を処理することとする。				
また、事務の処理に当たっては、迅速かつ適確に遂行することを旨とし、理由不明のまま、未処理として放置することなく、認可又は不認可の態度をすみやかに決定することとする。				
(2) 認可の基準				
認可の基準は、法第27条の2第4項から第6項に規定されているが、この規定の運用については次の点を検討する。				
ア 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員にならうとする者であるか。				
イ 創立総会の開催公告が適法に行われているか。				
ウ 設立同意者が組合員資格を有する者であるか。				
エ 創立総会が適法な定足数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されているか。				
オ 定款及び事業計画の内容が、法その他の法令に違反していないか。				
カ 次の点が組合の目的、即ち、主として事業の実施計画と対比して、又は相互に極端な不均衡がないか。				
(ア) 組合員資格				
(イ) 設立同意者数				
(ウ) 地区				
(エ) 払込済出資予定総額				
(オ) 役員の構成				

(カ) 経済的環境

中小企業等協同組合法に基づく認可の申請手続その他の事務処理について  
(平成 21 年 3 月 30 日付け 20 経第 891 号愛媛県経済労働部長通知)

3 合併認可申請書及び添付書類

合併の認可申請手続きについては、施行規則第 178 条及び様式第 22 又は第 23 に規定されているとおりである。

提出すべき書類の記載事項は、設立の認可の場合に概ね準ずるほか、次のとおりとする。

(1) 合併理由書

合併理由書には、合併しようとする理由を詳細に記載していること。

(2) 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本

合併契約の内容を記載した書面は、合併後の組合の方針、合併の条件、諸権利義務の帰属等を明瞭にするため重要なものであるから、表現を明確にし、合併の当事者たる組合の代表権限を有する者によって適法に作成されたものであること。